

令和6年第7回教育委員会定例会次第

開催日時 令和6年7月18日（木）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 令和6年度教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について
- (2) 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について
- (3) 令和7年度使用小中学校教科用図書の採択について
- (4) 教職員等の処分について

2 報 告

- (1) 令和6年第3回市議会定例会について

議題1 令和6年度教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するもの。

議題2 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について

令和6年7月1日付け6尾教第993号で愛知県教育委員会尾張教育事務所長から依頼のあったことについて、別紙（案）のとおり、教科用図書採択地区の見直しを希望しないこととし、回答する。



(別 紙)

教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認調査票

(尾張東部 採択地区)

春日井市 教育委員会

☒ ア 教科用図書採択地区の見直しを希望しない

イ 教科用図書採択地区の見直しを希望する

(注)

- ・ ア、イいずれかに○を付すこと。
- ・ イを選択した場合は、下欄にその理由、現時点での見直し案を記すこと。

(理由等)

--

〔連絡先〕

市町村 春日井市

所 属 教育委員会 学校教育課

担当者 城山 祐樹

TEL (0568) 85 - 6444

(別記1)

1 令和5年度の教科用図書採択地区適正規模化検討の実施状況

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議(以下「会議」という。)において、市町村教育委員会から採択地区の見直し希望がなかった場合には、休会とすることが合意され、教育委員会会議で報告された。

このことを踏まえ、昨年8月に各市町村教育委員会に意向確認を行った。結果として採択地区の見直しに至らなかったため、平成20年度の合意に基づき休会とし、令和6年度の教科用図書の採択については現行の採択地区の規模を維持することとした。

2 今後の対応

採択地区の見直しを行う場合、見直し後のいずれの採択地区においても教科用図書の調査研究(調査方法・体制等)が十分可能であり、その質が低下しないこと、法定の採択期限内(8月末)に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要であるので、このことが担保されるという条件の下で協議・調整を図る必要がある。

このため、市町村教育委員会からの採択地区見直しの要望の提出を受け、採択地区内の全ての市町村教育委員会の合意が得られれば、会議での検討を踏まえ、採択地区の見直しを実施することとする。

手 続 順 序	実施時期
① 市町村教育委員会が採択地区の見直し要望を提出 (採択地区の見直し希望がなかった場合は、以下の手続は行わない)	7～8月
② 見直し要望を提出した市町村の属する採択地区構成市町村教育委員会等で協議・調整の上、見直し素案を作成し県へ提示	9～10月
③ 県が採択地区協議会等からヒアリング(関係市町村教育委員会の意思確認及び調査・採択協議等の実務上の支障の存否確認)	10～11月
④ 教科用図書採択地区適正規模化検討会議	12月
⑤ 県教育委員会は見直しが妥当と判断した場合、見直し案を作成	1月
⑥ 法に基づき関係市町村教育委員会に対し意見聴取(法12条2項)	1月
⑦ 告示(県公報掲載)(法12条3項)	2月
⑧ 文部科学省へ報告(法12条3項)	2月

注:表中の「法」は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」をいう。

(別記2)

採択地区適正規模化に当たり留意すべき事項

1 共同採択制度の趣旨

教科用図書の共同採択制度については、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」により、その方法が規定されており、公立小中学校の教科用図書の採択権限は市町村教育委員会にあるが、採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択することが義務付けられている。

当該制度は、教科用図書の無償措置の実施に際し、法制度化されたものであり、教科用図書の調査研究の便宜の促進や、児童生徒の地域内での転入学の不便の解消、教科書供給の円滑実施などをねらいとして、自然的、経済的、文化的条件を考慮してその地域内で同一の教科用図書を使用することが適当と考えられる地域を県教育委員会が採択地区として設定しているものである。

この制度の下で、教科用図書の研究・協議のための組織として採択地区協議会を設置し、各市町村から委員、研究員が参加して調査・協議を行っている。

2 採択地区適正規模化の要請

採択地区の適正規模化については、文部科学省から採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めるよう通知がなされており、また、国の各種審議会等においても言及されているが、その骨子は概ね次のとおりである。

- (1) 採択地区の設定は、自治事務であり、地方分権の趣旨を踏まえ、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるべきであること。
- (2) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更にあたっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握する必要があること。
- (3) それぞれの地域において最も適した教科書は何かという観点に立って、教科書内容の綿密な調査研究を行い、これに基づき採択権者がより一層の自覚と責任をもって採択に当たるべきこと。

3 採択地区見直しの希望があった場合の県教育委員会の考え方

- (1) 市町村教育委員会から現行の採択地区を見直すよう希望があった場合は、見直し後の採択地区において適切な採択事務の実施が確保できるかどうかの問題であり、現行の採択地区協議会構成市町村教育委員会において、事前に十分検討する必要がある。

採択地区の変更に伴い、たとえば単独採択することとなる当該市町村教育委員会と、その市町村教育委員会を除いた採択地区内に残る市町村教育委員会とがいずれも教科用図書の調査研究(調査方法・体制等)が十分可能でありその質が低下しないこと、法定の採択期限内(8月末)に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要である。

これらの観点で問題がないと判断できれば、その意向を尊重して採択地区の変更を行うのが適当と考えている。

- (2) 現行の採択地区をさらに細分化した場合、一般的に次のような問題点の生じる可能性があることが挙げられている。

- ① 採択地区を越えた合同調査を行うなどの措置をとらない場合、教科書研究員の人材確保が困難となり、調査研究事務に支障が生じるおそれがあること。
- ② 教職員の異動により異なる教科書を使用する負担、児童生徒の転入に伴う無償教科用図書事務の煩雑化など学校運営等に支障が生じるおそれがあること。
- ③ 教科書発行者の過大な宣伝行為誘発により採択公正が妨げられるおそれがあること。
- ④ 経営基盤の強固でない教科書発行者が撤退し、寡占化により多様な教科書の出現が妨げられるおそれがあること。

4 今後の予定

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議(以下「会議」という。)において、平成21年度以降各市町村教育委員会への意向調査において採択地区の見直しの希望がなかった場合には、休会とすることについて合意を得ている。このため、令和6年度についても、見直しの希望がなかった場合は、休会とする。

見直しの希望があった場合は、採択地区協議会構成市町村教育委員会で協議・調整の上、見直し素案を作成し、県教育委員会に提出する。その後、県教育委員会は、採択地区協議会構成市町村教育委員会の意思及び調査研究・採択協議等の実務上の支障の存否等を確認し、会議を開催し検討を行う。

会議での検討結果を踏まえ、県教育委員会は「採択地区見直し案」を作成し、必要な手続きを行い、適正規模化を図る。

議題3 令和7年度使用小中学校教科用図書の採択について

令和7年度に使用する小中学校の教科用図書を採択するもの。

愛知県令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(以下「教科書」という。)を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から9の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

- 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。
- 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。
学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立中学校(夜間中学を含む)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

夜間中学において、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合は、「小学校用教科書目録(令和7年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択することもできる。

6 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和7年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和7年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

8 国立(特別支援学校小学部を含む)及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。

9 国立(特別支援学校中学部を含む)及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

令和7年度使用小学校教科用図書

種 目	発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号					
	番号	略称		1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	38	光 村	国語 一～六	113 114	213 214	313 314	413 414	513	613
書 写	17	教 出	小学 書写 1～6年	107	207	307	407	507	607
社 会	2	東 書	新しい社会 3～6	—	—	305	405	505 506	605 606
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3～6年	—	—	304			
算 数	61	啓林館	わくわく 算数 1～6	120 121	220 221	320 321	420 421	520	620
理 科	2	東 書	新しい理科 3～6	—	—	307	407	507	607
生 活	2	東 書	あたらしい せいかつ 上 新しい生活 下	117・118		—	—	—	—
音 楽	17	教 出	音楽のおくりもの 1～6	103	203	303	403	503	603
図画工作	116	日 文	図画工作 1・2上下、3・4上下、5・6上下	107・108		307・308		507・508	
家 庭	2	東 書	新しい家庭 5・6	—	—	—	—	503	
保 健	4	大日本	たのしい保健 3・4年、5・6年	—	—	307		507	
外 国 語	2	東 書	NEW HORIZON Elementary 5、6 NEW HORIZON Elementary My Picture Dictionary	—	—	—	—	509 510	609
道 徳	38	光 村	道徳 1～6 きみがいちばんひかるとき	114	214	314	414	514	614

令和7年度 小学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-121	こくご ☆	1～6
			C-122	こくご ☆☆	
			C-123	こくご ☆☆☆	
算 数	17	教 出	C-121	さんすう☆	1～6
			C-122	さんすう☆☆(1)	
			C-123	さんすう☆☆(2)	
			C-124	さんすう☆☆☆	
生 活	2	東 書	C-121	せいかつ☆	1～6
			C-122	せいかつ☆☆	
			C-123	せいかつ☆☆☆	
音 楽	2	東 書	C-121	おんがく☆	1～6
			C-122	おんがく☆☆	
			C-123	おんがく☆☆☆	

令和7年度使用中学校教科用図書

種 目		発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号		
		番号	略称		1 年	2 年	3 年
国 語		38	光 村	国 語 1、2、3	038-72	038-82	038-92
書 写		38	光 村	中学書写 一・二・三年	038-72		
社会	地理	2	東 書	新編 新しい社会 地理	002-72		—
	歴史	2	東 書	新編 新しい社会 歴史	002-72		
	公民	2	東 書	新編 新しい社会 公民	—		002-92
地 図		46	帝 国	中学校社会科地図	046-72		
数 学		61	啓林館	未来へひろがる数学 1、2、3	061-72	061-82	061-92
理 科		2	東 書	新編 新しい科学 1、2、3	002-72	002-82	002-92
音楽	一般	27	教 芸	中学生の音楽1、2・3上、2・3下	027-72	027-83・027-84	
	器楽合奏	17	教 出	中学器楽 音楽のおくりもの	017-72		
美 術		38	光 村	美 術 1、1資料、2・3	038-72 038-73	038-82	
保健体育		4	大日本	中学校保健体育	702		
技術・ 家庭	技術	2	東 書	新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	002-72		
	家庭	2	東 書	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	002-72		
英 語		2	東 書	NEW HORIZON English Course 1,2,3	002-72	002-82	002-92
道 徳		17	教 出	中学道徳1、2、3 とびだそう未来へ	017-72	017-82	017-92

令和7年度 中学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-721	国語 ☆☆☆☆	1～3
	2	東 書	C-722	国語 ☆☆☆☆☆	1～3
数 学	17	教 出	C-721	数学 ☆☆☆☆	1～3
	17	教 出	C-722	数学 ☆☆☆☆☆	1～3
音 楽	2	東 書	C-721	音楽 ☆☆☆☆	1～3
	2	東 書	C-722	音楽 ☆☆☆☆☆	1～3

議題4 教職員等の処分について

報告 1 令和 6 年第 3 回市議会定例会について

令和6年第3回市議会定例会について

令和6年度一般議案【原案可決】

- 1 鷹来公民館大規模改修工事（建築）の請負契約について
契約金額 390,280,000 円
契約の相手方 春日井市松河戸町 1463 番地
T S U C H I Y A 株式会社春日井営業所
- 2 鷹来公民館大規模改修工事（機械）の請負契約について
契約金額 172,029,000 円
契約の相手方 春日井市大泉寺町 429 番地 1
株式会社 S u n a i r
- 3 味美小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について
契約金額 1,580,700,000 円
契約の相手方 犬山市大字上野字米野 1152 番地 2
株式会社シンエイライフ
- 4 味美小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について
契約金額 292,600,000 円
契約の相手方 春日井市弥生町平野 2010 番地
岐阜愛知電機株式会社春日井営業所
- 5 味美小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について
契約金額 414,568,000 円
契約の相手方 春日井市大泉寺町 429 番地 1
株式会社 S u n a i r
- 6 篠木小学校リニューアル工事（建築）の請負契約について
契約金額 1,702,800,000 円
契約の相手方 名古屋市昭和区緑町一丁目 10 番地
株式会社前田工務店

7 篠木小学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

契約金額 327,800,000 円

契約の相手方 春日井市神屋町字森 642 番地

株式会社昭電設備

8 篠木小学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

契約金額 564,300,000 円

契約の相手方 春日井市浅山町 3 丁目 1311 番 66

株式会社池田産業

9 東部中学校リニューアル工事（建築）の請負契約について

契約金額 1,688,010,500 円

契約の相手方 犬山市大字上野字米野 1152 番地 2

株式会社シンエイライフ

10 東部中学校リニューアル工事（電気）の請負契約について

契約金額 358,600,000 円

契約の相手方 春日井市細木町 2 丁目 118 番地

株式会社 A C T - 1

11 東部中学校リニューアル工事（機械）の請負契約について

契約金額 499,400,000 円

契約の相手方 春日井市鳥居松町 7 丁目 53 番地

丸水設備株式会社

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 小学生の登下校時の見守り活動について	(1) 登下校時の見守り活動のボランティアが減ってきていると感じている。保護者や区町内会、その他地域団体など現在の活動状況と過去との比較を問う。	(1) 小学校 37 校での見守り活動の状況については、子ども応援団「地域のおじさん・お婆さん」が全校で、保護者やPTAが 33 校で、町内会が 14 校で、安全・安心まちづくりボニターが 5 校で、その他地域団体が 12 校で活動している。こうした見守り活動は、市民の皆様によるボランティアの活動のため、学校として、日々の具体的な活動状況のすべてを把握することは困難だが、各学校に活動状況の変化を確認したところ、減ったと感じている学校が多くあった。
	(2) 中央教育審議会の答申では、「登下校に関する対応や地域ボランティアとの連絡調整は、基本的には学校以外が担うべき業務である」とされているが、この答申をどう捉えているのかを問う。	(2) 中央教育審議会の答申については、答申のとおり、登下校に関する対応や地域ボランティアとの連絡調整は、基本的には学校や教員の本来業務ではなく、地方公共団体や保護者、地域住民など、学校以外が担うべき業務であると考えている。 しかしながら、学校保健安全法では、学校は安全指導などの観点から通学路の設置や安全点検などを行っており、また、児童生徒の安全確保のために、保護者や関係機関などと連携を図るように努めるものとされている。このため、児童の命や安全を守るため、学校が様々な関係機関との連携を一層強化し、対応していくことは重要であると考えている。
	(3) 見守り活動をするボランティアの減少に対しては、地域のことは地域で解決しようという地域力の向上が必須である。コミュニティ・スクールや地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）は、登下校の対応や地域ボランティアとの連絡調整を担う主体となりえる。 コミュニティ・スクール設置前の学校では、地域ボランティアとの調整を誰が主導するのか。見守り活動のボランティアが減少してきていることに対して、どう取り組んでいくのかを問う。	(3) 登下校時の見守り活動を維持し促進させるためには、地域コーディネーターの存在が重要であると考えている。地域コーディネーターは、学校と地域との間の情報共有を図るとともに、協働活動を行う地域住民などに対する助言や援助などの役割を担っている。地域コーディネーターが学校と地域の橋渡し役となり、両者が話し合う機会を設けることで、見守り活動などの課題を共有し、ともに解決策を考えていく環境が醸成されることを期待している。 また、見守り活動を行うボランティアが減ってきていることについては、市の関係部署が連携し、様々な機会を捉えて見守り活動への参加を呼び掛けるとともに、広報春日井や市ホームページなどでも活動のPRや募集を行うことで、活動の活性化を図っていく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
2 修学旅行について	(1) 愛知県教育委員会から送付された「修学旅行等における2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の活用（依頼）」の文書についてどのように対応したのか。 また、修学旅行の行き先の検討状況はどうか。大阪・関西万博を行き先にすべきではないと考えているが、考えを問う。	(1) 令和6年4月16日付けで愛知県教育委員会事務局から依頼があった文部科学省発出の文書については、各学校にメールで配信をしている。 修学旅行の行き先は、それぞれの学校の判断で決められるべきものと考えており、令和7年度における具体的な見学場所については、各学校で検討中と聞いている。
	(2) 行き先は子どもたちの声をしっかりと聞いてほしい。行き先の選定のプロセスを問う。	(2) 修学旅行には、普段の学校生活とは異なる生活環境の中で、歴史や文化に触れて見聞を広げることや集団生活での決まりを守ること、公衆道徳について望ましい体験を得ることなど、様々な目的がある。各学校では、こうした目的のほか、それぞれの教育目標や経営方針、学年の指導方針などを踏まえ、行き先を総合的に検討し、決定している。 また、具体的な見学場所については、子どもたちの意見も参考にしながら、決定していると聞いている。
	(3) 日本博覧会協会が6月24日に、万博会場におけるメタンガス対策の方針を発表したが、メタンガス対策をしなければならないような会場であるということを含め、学校が修学旅行先を検討する判断材料とするために、各学校と情報共有をすべきと考えるが、所見を問う。	(3) 各学校へは必要に応じて、定期的を開催している会議の場などにおいて、情報共有をしている。
3 小中学校への緊急連絡方法について	(1) 令和6年5月の文教経済委員協議会で、学校が休みの時の学校関係者との連絡は、市役所に連絡をすれば、校長や教頭と連絡が取れるとの説明であったが、保護者に周知されておらず、市ホームページにも載っていない。 休業時の連絡方法を保護者に通知する必要がある。	(1) 夜間や休日などに、交通事故や大きな怪我、行方不明などの子どもの命や身の危険に関わることが生じた場合などは、迷わず110番又は119番へ通報することが重要である。その上で、緊急に学校に連絡を取りたい場合は、市役所の代表電話に連絡いただければ、その内容に応じて、必要な対応をすることとしている。 保護者の皆様には、保護者への連絡用アプリの「ホームアンドスクール」を通じて、しっかりと伝えけるとともに、市ホームページにおいても周知していく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	あると思うが、考えを問う。	
4 小中学校の教育環境について	(1) 不登校児童生徒が増えているが、どのようなところに根本的な原因があると考え、どのような方向性で政策を考えていくのか所見を問う。	(1) 不登校となる理由は様々で、主なものとして、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調、不安や抑うつ、学業の不振、友人関係をめぐる問題、親子の関わり方に関する問題などが挙げられるが、いろいろな要因が複雑かつ複合的に関わっており、多岐にわたるものと認識している。一方で、本人自身も不登校になったきっかけが何かを分かっていない場合もある。また、必ずしも児童生徒本人に起因する特定の要因によって起こるものではなく、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉える必要があると考えている。 こうした中、春日井市教育大綱で定める「みんなで育み、みんなが輝く」の基本理念のもと、それぞれの実情に合った支援を提供していくことが重要であると考えている。不登校相談や教育支援センターあすなろ、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、登校支援室、メタバースを活用したオンライン登校支援などの様々な方法により、個々の児童生徒に応じた支援を継続して実施していく。 今後、小学校においては、児童の心のケアや相談を行う心の教室相談員による支援を充実させていく。
	(2) 小学校と中学校の統合なども視野に入れることも含め、不登校特例校の設立を検討する考えがあるか問う。	(2) 不登校の児童生徒の教育機会を確保するためには、個々の状況に応じた様々な選択肢があることが望ましく、「学びの多様化学校」もその重要な選択肢の一つであると認識している。 「学びの多様化学校」の設置の検討にあたっては、そのメリットを十分に検証し把握した上で、専用の施設や専門性の高い教員の確保、特別な教育課程の編成などの多くの課題を解決する必要がある。 「学びの多様化学校」については、今後、小中学校の適正規模等の検討を進めていく中で、国や県の動向を注視するとともに、他自治体の事例を参考しながら、調査研究を進めていく。
	(3) 特色ある学校を推進していく考えについて問う。	(3) 各学校では毎年度、教育目標や経営方針、重点努力目標、教育計画などを定める学校経営案を作成しており、それぞれ独自の特色ある学校づくりに取り組んでいる。一例として、出川小学校と高森台中学校では、文部科学省の研究開発学校の指定を受け、特別な教育課程として、系統的な情報活用能力の育成に取り組む「情報の時間」を設けている。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		また現在、「創意と活力のある学校づくり推進事業」として、地域に誇れる特色ある学校づくりと、児童生徒の豊かな心を育み、体力と健康の向上をめざす教育を推進している。各学校においては地域と連携した体験学習や奉仕活動、実践的な外国語教育など、それぞれの特色を活かした様々な取組が展開されている。
	(4) 各学校の取組を広く広報し、知ってもらうことで春日井の魅力になるのではと思うが、考えを問う。	(4) 「創意と活力のある学校づくり推進事業」の各学校の取組は、それぞれの学校だよりや学校のホームページなどにおいて必要に応じて情報発信をしているが、他市に誇れる本市独自の取組でもあるので、今後は市ホームページにおいても、積極的に情報を発信していく。
5 青少年の非行・被害防止について	(1) 青少年の非行を未然に防ぎ健全な育成を支えるため、教育委員会としてどのように関係部署と課題を共有し、課題解決へ向けて取組を進めているのかを問う。 (2) 児童生徒の窃盗や飲酒、喫煙、深夜徘徊について全体の件数を把握しているか、また、出席停止措置の状況について問う。	(1) 中学校生徒指導主事会や小中学校生徒指導担当者会において、警察署や市総務部市民安全課などの関係部署と連携を図り、青少年の非行防止のための課題を共有している。 児童生徒に対しては、非行防止の取組として、学級活動や道徳科の授業において心の教育を行ったり、社会生活のルールなどの話をしたりするほか、警察署や薬剤師会などによる薬物乱用防止教室などを実施している。また、日常の活動や教育相談における児童生徒との関わりの中で言動が気になる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署、少年サポートセンターと協力するなど、組織的な対応をしており、適切な支援を行うことができるように取り組んでいる。 (2) 児童生徒が関わる窃盗や飲酒、喫煙、深夜徘徊の件数については、市としてすべての情報は把握していない。また、出席停止の措置についてはない。
6 学校教育活動等における熱中症事故の防止について	(1) 熱中症が懸念される時の登下校時の児童生徒への指導及び対応について問う。	(1) 本年4月に気候変動適応法の改正法が施行されたことに伴い、6月に春日井市小中学校熱中症対策マニュアルを改訂した。登下校時の熱中症対策として、体調に異変を感じたら無理をせず涼しい場所で休憩をとることや、必要があれば冷房の効いた商業施設などを利用することなどを追記している。児童生徒には、熱中症は生命に関わる病気であることをしっかりと伝え、体調の異変に十分注意するように指導していく。 登校時に熱中症が心配され、安全の確保が難しいと保護者が判断した場合は、登校を見合わせるように伝えていく。下校時は学校が天候の状況や暑さ指数などを確認し、健康に重大な危険があると判断した場合は、付き添い下

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		校や引き渡し下校、校内での待機などの対応をしていく。
	(2) 登下校時や夏休み期間中の部活及び地域クラブの行き帰りに、クーリングシェルターを活用することについて問う。	(2) 夏休み期間を除く平日においては、登校時よりも下校時の暑さが厳しいと予想されるので、児童生徒には、下校途中に体調の異変を感じた場合は、クーリングシェルターを含め、冷房の効いた商業施設などを利用することも指導していく。また、夏休み期間中の部活動の行き帰りについても、同様の指導をしていく。 地域クラブの活動については、保護者による送迎もあるなど、行き帰りの方法が多様であるため、それぞれの状況に応じて、クーリングシェルターを含め商業施設などを利用することになると思われる。
	(3) 夏季（夏休み期間を含む）の部活動・地域クラブの活動時間と、部活顧問や地域クラブ指導員から、部員・クラブ員への活動中止の連絡方法について問う。	(3) 通常の活動時間については、平日に活動する部活動は2時間以内、土日に活動する地域クラブは3時間以内としており、夏休み期間はいずれも3時間以内としている。また、夏休み期間は、日中の気温が高くなる時間を避けて活動を行うように配慮することとしている。 部活動の顧問から部員への主な連絡方法については、学校で使用している管理アプリの「デジタルクラスルーム」を活用している。また、地域クラブの指導員からクラブ員への主な連絡方法については、スケジュールの共有や出欠の管理を行うアプリの「BAND」を活用している。
7 仮称「教育特区構想」の策定について	(1) 文部科学省が不登校対策として地方公共団体にどのような取組を求め、市ではどのように取り組んでいるのか問う。	(1) 文部科学省が不登校対策として地方公共団体に求めていることについては、令和5年10月17日付けの通知では、「不登校の児童生徒全ての学びの場の確保」と「心の小さなSOSの早期発見」などである。市では現在、登校支援室や教育支援センターあすなろでの対応、メタバースを活用したオンラインによる登校支援、不登校相談の実施、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などの様々な方法により、個々の児童生徒に応じた支援を実施している。
	(2) 学びの場の選択肢としての「学びの多様化学校」の設置を否定するものではないと受け止めて良いのかどうかを問う。	(2) 「学びの多様化学校」いわゆる不登校特例校の設置については、不登校の児童生徒の教育機会を確保するための重要な選択肢の一つであると認識している。設置にあたっては様々な課題もあることから、そのメリットを十分に検証し把握しながら、国や県の動向を注視するとともに、他自治体の事例を参考にしながら、調査研究を進めていく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨																				
	(3) 高蔵寺ニュータウン地区における児童生徒数の現状と見込みについて問う。	(3) 高蔵寺ニュータウン地区の児童生徒数 <table><tr><th>年度</th><th>小学校 (9校)</th><th>中学校 (4校)</th><th>合計</th></tr><tr><td>R 4</td><td>2,128 人</td><td>1,166 人</td><td>3,294 人</td></tr><tr><td>R 5</td><td>2,065 人</td><td>1,137 人</td><td>3,202 人</td></tr><tr><td>R 6</td><td>2,001 人</td><td>1,105 人</td><td>3,106 人</td></tr><tr><td>R12 (推計)</td><td>1,428 人</td><td>970 人</td><td>2,398 人</td></tr></table> (各年度5月1日現在)	年度	小学校 (9校)	中学校 (4校)	合計	R 4	2,128 人	1,166 人	3,294 人	R 5	2,065 人	1,137 人	3,202 人	R 6	2,001 人	1,105 人	3,106 人	R12 (推計)	1,428 人	970 人	2,398 人
年度	小学校 (9校)	中学校 (4校)	合計																			
R 4	2,128 人	1,166 人	3,294 人																			
R 5	2,065 人	1,137 人	3,202 人																			
R 6	2,001 人	1,105 人	3,106 人																			
R12 (推計)	1,428 人	970 人	2,398 人																			
	(4) 高蔵寺ニュータウン地区の学校の過小規模校及び過大規模校の数と今後の見込みについて問う。	(4) 高蔵寺ニュータウン地区の学校規模については、平成 21 年 12 月に策定した「小中学校の適正規模等に関する基本方針」の学校規模の定義に基づく、令和 6 年度では、小学校 9 校のうち過小規模校は 3 校、過大規模校はない。中学校 4 校では過小規模校及び過大規模校はない。 また、現在の 0 歳から 5 歳までの年齢別人口に基づき推計することができる令和 12 年度では、小中学校ともに過大規模校はないが、小学校で 6 校、中学校で 1 校が過小規模校になると想定している。																				
	(5) 小中学校の適正規模等に関する基本方針について、見直し等、今後の対応について問う。	(5) 現在、小中学校の適正規模等について検討を進めているところであり、本年度は現状に即した基本的な考え方をまとめ、来年度以降はこの考え方に基づき具体的な方向性を検討していく。																				
	(6) 高蔵寺ニュータウン地区をモデルとして教育特区を策定し、特色あるまちづくりに取り組む考えはないかを問う。	(6) 全国的に少子化が進む中、春日井市においても児童生徒数の減少により、多くの学校が小規模又は過小規模の傾向にある。一方、児童生徒数が増加している地域もあり、一部の学校では過大規模となるなど、市内には様々な規模の学校が混在している状況である。 また、学校施設の老朽化を始め、教育のデジタル化、不登校への対応など、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後の小中学校のあり方については、市内のすべての学校を対象に、迅速かつ計画的に検討を進めていかなければならないと考えている。 このように小中学校の将来を見据えると、従来と同じでは教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念される。すでに本年度から将来を見据えた小中学校の適正規模等の検討を進めているところである。「学びの多様化学校」の設置や特色ある学校づくりについても調査研究していくことは、とても重要なことであり、こうしたことがニュータウン地区を含め、それぞれの地域の実情に合った学校づくりにつながっていくものと考えている。日頃から、学校教育の質の向上は、未来を担う子どもたちへ																				

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		の投資と考えるとともに、できる限り子どもたちに平等な教育の機会を確保した上で、魅力ある教育を提供していきたいと考えている。 市民の皆様が、安心して子どもを育てることを期待することができる環境の整備は、本市の特色あるまちづくりにも不可欠な要素であり、そのために、多くの皆様と議論をしていく必要があると考えている。議員各位を始め、保護者や地域にお住まいの方々に御理解をいただきながら、最善の選択につなげていきたいと考えている。
8 神屋地下堰堤について	(1) 神屋町にある地下堰堤は、内津川の伏流水を地上に導く農業用施設として、昭和9年に竣工した貴重な建築物である。その機能や歴史的背景から、当該施設を文化財に指定したり、近代化遺産に位置付けたりすることで、より多くの市民にPRできると考える。文化財に指定することなどについて考えを問う。	(1) 神屋地下堰堤は、昭和9年に竣工し、90年経った今もなお機能し続けるかんがい施設である。地下水の流れを堰き止める技術や、町民が総出で工事を行った歴史的な背景などを含め、全国的にも珍しい施設であり、本市にとって貴重で価値のある建築物であると認識している。 市は、平成12年に当該施設を優れた都市景観を育んでいくために維持や保存をすることが必要と思われる建築物として、都市景観形成建築物等指定物件に指定した。また、現地には説明看板を設置するとともに、市ホームページにおいて紹介するなど、PRに努めてきた。 文化財として指定することや近代化遺産に位置付けることについては、土地所有者などの関係者の同意が必要である。まずは関係者の意向や意見を聞く中で、その対応について検討していく。 なお、文化財として指定する場合には、その手順として文化財保護審議会での審議や専門家からの意見の聴取が必要である。